



国 労 西 日 本

国労西日本本部

NO.214

発行責任者 田中 守
編集責任者 羽柴 二郎

安全を守る
職場風土へ
変える先頭に

国労西日本

検索

エリア手当の増額 各特殊勤務手当の増額と新設等 働きがいのある賃金求め申し入れ

国労西日本本部は、各地方からの要求や拡大西日本本部委員会で決定された方針に基づき、二月一二日、国労西日本本部申第一四号「賃金制度に関する要求」を、また二月一四日には、国労西日本申一五号「二〇一四年度の期末手当等について」を、西日本会社に対し申し入れました。いまだに続くエリア手当という社内格差の解消及び高騰を続ける灯油やガソリン代への補助となる寒冷地手当の復活をはじめ、自動車運転者手当や一人勤務の駅係員に対する手当など、現場で常に危険のなかに身を置き、安全輸送の確保と信頼確保に邁進する労働者の要求を凝縮した内容です。一四春闘において要求を勝ち取るために、各地方において安全を確保する闘いに積極的に取り組み職場要求実現の運動と組織拡大の運動を並行して取り組むことが重要となつてい

賃金制度に関する要求

I. エリア手当に関する要求

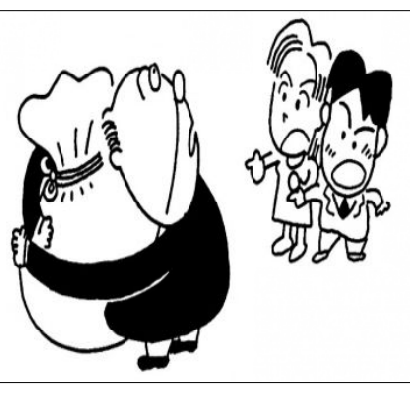
1. 支社毎のエリア手当を以下の通りとすること。
- (1) 京都、大阪、神戸支社 12%
- (2) 岡山、広島支社 5%
- (3) 金沢、福知山、米子、和歌山支社 3%
2. 前項(1)について、エリア調整給を2%とすること。
3. 調整給は固定額でなく、率とすること。
4. 転勤は、基本的にエリア支社内とすること。
5. 石油価格等の著しい変動

があるため、寒冷地手当の制度を復活すること。

II. 特殊勤務手当に関する要求

1. 深夜勤務手当及び夜間看護等手当について、支給額を倍額とすること。
2. 資格者が責任を持つて業務ができるよう、国家資格を必要とする業務（指定者以外にも全員）については職務手当を支給すること。
3. 業務に必要な国家試験等に伴う費用及びその更新に必要な費用は全額支給すること。また、更新に必要な日又は時間を勤務したものとみなすこと。
4. 勤務時間外に事故等に伴

う非常呼び出しを命じた場合の災害等特別出勤手当を増額すること。通勤に要した時間も加算すること。シニア社員・契約社員についても同様とすること。



ること。

7. 人身事故対応時に出勤した場合及び後処理に関わる手当を支給すること。
8. 駅長業務の資格を持つC層勤務駅で係長不在駅及び一人勤務駅に出納責任者手当、当務駅長手当を新設すること。
9. 特殊勤務手当は、超過勤務手当とも併せて支払うこと。

III. 割増賃金に関する要求

1. 特殊勤務手当の割増率を改善すること。
2. 夜勤手当をD単価とすること。契約社員及びシニア社員についても同様とすること。

IV. 別居手当に関する要求

1. 別居手当の支給条件を緩和し、最低月額三五〇〇〇円を支払うこと。

V. 旅費に関する要求

1. 常例用務旅行費（巡回旅費）の単価を引上げること。また、屋外での作業の場合には支給対象とすること。

VI. 厚生規程等に関する要求

1. 社宅・寮関係
- (1) 40歳以上の年齢別社宅料金制度は廃止すること。
- (2) 老朽化した寮はリニュー

VII. その他

1. 通勤手当を増額すること。
2. ワークライフバランス向上の面から、在宅時間を増やすためにも特急通勤の要件を緩和すること。
3. 業務に必要な自動車運転免許については会社負担とすること。
4. 社員駐車場、駐輪場を確保すること。必要経費を会社負担とすること。
5. 通信教育にかかる必要経費については、会社負担とすること。
6. 呼び出しが予測される場合について、予め指定した場合については、労働時間とすること。



以上



国労西日本申第一五号

2014年度の期末手当等について

1. 夏季手当について、基本給、エリア手当及び扶養手当を合算した賃金の三箇月分を二〇一四年六月三〇日に支払うこと。
2. 年末手当については基本給、エリア手当及び扶養手当を合算した賃金の三箇月分を二〇一四年十二月一〇日に支払うこと。
3. 年度末手当について、基本給、エリア手当及び扶養手当を合算した賃金の〇、五箇月分を二〇一四年三月三十一日に支払うこと。

以上

2014年春闘勝利、

安全・安心の鉄道と社会を作ろう

3. 13国労西日本総行動

2014年3月13日(木)

15時45分

JR西日本本社・貨物関西支社前 周辺

2014春闘①

四月から消費税が8%に
生活改善のためにも賃金アップを!

安倍政権は、社会保障の安定的財源確保のためとして、世論の大反対を押し切り、四月から消費税率を8%に引き上げます。「消費税の3%増は賃下げの2%に相当」すると試算されています。いま「アベノミクス」によって円安が進み、輸入物価が急騰、パンやハムなど食品がどんどん値上がりしています。また、燃料費高騰により流通コストが上がり、消費物資の価格上昇に拍車をかけています。生活改善のためにも、「2014春闘」で一〇、〇〇〇円のベアを勝ち取ろう!



図表4 モデル世帯別の家計の負担増額

(単位:円)	① 片働き 4人世帯		② 共働き 4人世帯		③ 単身世帯		④ 年金夫婦 世帯		
	14年	16年	14年	16年	14年	16年	14年	16年	
年 取	500万	300万	800万(*1)	300万	240万(*2)				
消費税率	8%	10%	8%	10%	8%	10%	8%	10%	
負担増 (2013年比)	消費税率アップ	6万 6800	14万 5100	10万 3700	22万 5200	3万 8300	8万 3200	3万 5500	7万 8900
	住民税の増税など	600	1000	1200	1900	600	1000	0	0
	社会保険関連(*3)	8800	2万 6500	1万 4100	4万 2400	5300	1万 5900	3万 5800	4万 500
	その他(*4)	-1800	-4900	-3200	-9000	-1000	-2900	-3万	-4万 5600
合 計	7万 4400	16万 7700	11万 5800	26万 500	4万 3200	9万 7200	4万 1300	7万 3800	

※大和総研・是枝俊吾研究員の試算。世帯年収が変わらず、消費税率1%引き上げにつき物価が0.72%上昇すると想定。①②の親と③は会社員、①と②は3歳以上中学生以下の子どもが2人
 *1) 年収500万円と300万円の組み合わせ
 *2) 年金収入180万円と60万円の組み合わせ
 *3) ①~③は厚生年金保険料の引き上げ、④は年金の減額などを考慮
 *4) ①~③は厚生年金保険料の引き上げによる所得控除の増加分など、④は簡素な給付措置、年金生活者支援給付金を含む

「がん」の保障 <生きるためのがん保険Days(デイズ)>

保険期間: 終身(抗がん剤治療特約は10年更新) 契約年齢: 0歳~80歳、スタンダードプラン 入院給付金日額10,000円の場合	がんの場合	一時金として 100万円
初めて診断確定されたとき	がんの場合	一時金として 100万円
診断給付金	上皮内新生物の場合	一時金として 10万円
入院したとき	入院給付金	1日につき 10,000円
通院したとき	通院給付金	1日につき 10,000円
手術したとき	手術治療給付金	1回につき 20万円
放射線治療を受けたとき	放射線治療給付金	1回につき 20万円
抗がん剤治療を受けたとき (上皮内新生物は対象外)	抗がん剤治療を受けた月ごとに1カ月 乳がん・前立腺がんのホルモン療法の場合	10万円 (すべての保険期間を通じ 通算600万円まで) 5万円
抗がん剤治療給付金		
プレミアムサポート	訪問面談サービスと専門医紹介 (このサービスは、株式会社 法研が提供するサービスです)	
◎詳しくは、パンフレット(契約概要)をご覧ください。		

「生きる」を創る。Afiac

◆月払保険料(団体取扱い) (2011年4月1日現在)		生きるためのがん保険DAYS(デイズ) スタンダードプラン 入院給付金日額10,000円 定期タイプ 保険料払込期間: 終身(抗がん剤治療特約は10年更新)			
		35歳	45歳	55歳	65歳
男性	3,656円	5,608円	9,360円	15,190円	
女性	3,734円	5,274円	6,864円	9,048円	
<抗がん剤治療特約>の更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。					
<募集代理店> アベニール株式会社 TEL: 03-3437-6810 FAX: 03-3437-6822 〒105-0004 東京都港区新橋5-15-5 交通ビル3F					
<引受保険会社> アフラック 東京第三法人営業部 〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル 当社保険に困るお問い合わせ・各種お手続き コールセンター 0120-5555-95					
AF007-2011-0186 4月25日					